

第7章 介護保険事業の適正・円滑な運営

第1節 適切な要介護（要支援）認定の実施

要介護（要支援）認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査により1次判定を行い、1次判定結果と主治医の意見書を基に介護認定審査会で2次判定を行います。

平成18年度の介護保険法改正により、要介護（要支援）認定の調査については原則として市町村が実施するものとされ、みよし広域連合が実施しています。

第2節 給付適正化の推進

高齢化に伴い、認定者数やサービス利用者が増加傾向にある実情をうけ、介護サービス給付費も年々増加が見込まれています。このため、安定した介護保険サービスを継続的に提供していくためには、その人にあったサービス内容を適切な形で提供していくことが重要となります。

不適切なサービス提供を把握し、事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求等を抑制することにより、長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、利用実績の点検や、確認が必要な場合は随時事業所に働きかけることによってサービス及び給付の適正化を図ります。

第3節 介護サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるようにするため、介護サービスの利用や介護保険事務において、住民の利便性が低下することのないよう広域連合と関係市町が連携し、多様化する利用者のニーズを反映した十分な質・量のサービスを確保できる基盤整備を行い、健全な事業運営に努めます。

そのうち、施設整備に関しては、整備量や地域性等を十分考慮しながら進めていく必要がありますが、増大する給付費の抑制、保険料への影響の観点から、今後どのように整備していくかの方向性や考え方を整理する必要があり、第6期に向けて検討を行います。

第4節 計画の点検・評価方法

本計画は、「超高齢社会」に対して福祉及び介護の分野における方向性及び取り組みを示した計画です。

実施をしていく中で、国の動向を踏まえつつ、実情に沿った取り組みが可能となるよう、行政・関係団体・住民が一体となって円滑な運営に努めるとともに、本計画で掲げた目標の実施状況及び計画値について、平成26年度に評価・再検討を行います。